

# 資料 5

令和 3 年 8 月 6 日（金）

佐賀市水対策市民会議

第 1 回委員会

# 表彰制度の改善に ついて

佐 賀 市  
建 設 部  
河川砂防課

# 河川浄化功労者の表彰制度の概要

佐賀市水対策市民会議及び佐賀市では、昭和55年度（昭和56年3月）から市内の河川や生活用排水路の清掃活動や河川浄化の啓発活動に特に功績があった団体や個人を表彰している。

## 現在の表彰の基準

- (1) 河川等の積極的な清掃活動を行い、かつ、その活動が概ね5年を超える者
- (2) 河川等の愛護意識を高めるため、地域住民に対して、特に積極的な啓発活動を行った者
- (3) 清掃活動の効果を高めるため、自らが創意工夫して器具等を製作し、その実績を上げた者
- (4) その他、浄化活動について、特に地域住民の模範となるような活動を行った者

※個人表彰の候補者は、自治会長の推薦が必要

※団体表彰の候補者は、校区会長及び自治会長の推薦が必要

# 現在の選考の流れ

9月

自治会協議会理事会で  
当該年度の河川浄化功  
労者表彰の実施を周知

水対策市民会議事務局  
(河川砂防課)

9月 ~ 11月

各校区の自治会協議  
会で単位自治会長へ  
周知

自治会から  
推薦書の提出

推薦内容の  
審査

水対策市民会議事務局  
(河川砂防課)

12月

表彰者の決定

水対策市民会議事務局  
(河川砂防課)

3月

表彰

※表彰式は河川愛護ポスター・  
標語入賞者の表彰と同時実施

水対策市民会議  
会長

水対策市民会議事務局  
(河川砂防課)

# 表彰制度の改善ポイント

## 1 企業・学校等の表彰の拡大

企業・学校等が組織単独で河川清掃に取り組んでいるケースも少なくないことから、頑張っている人（構成員）のモチベーションになるよう“基準”を設けて、“表彰制度”に組み込む。



### 【ポイント】

#### ○表彰基準の制定

組織単独で河川清掃に取り組んでいるケースの表彰基準を制定。

### 表彰基準

◇企業・学校等の単独事業として河川等の積極的な清掃活動を行い、河川清掃後に「「川を愛する週間」報告書」を提出しており、その活動が概ね5年を超える者

## ○河川清掃の実績把握の手法の検討

「川を愛する週間」報告書の内容を審査し、表彰基準に該当すると判断したときは、水対策市民会議事務局（河川砂防課）より河川浄化功労者として推薦を行う。

- ★【参考】企業・学校等の河川清掃の単独事業としての実施数  
（第31回春～第40回秋までの「川を愛する週間」中の集計）  
※実施回数20回以上の企業・学校等の団体を抜粋

河川清掃の実施回数	企業・学校等の参加数
20回	7団体
21回	1団体
22回	2団体
23回	5団体
24回	4団体
25回	2団体
26回	2団体
27回	1団体
28回	2団体
29回	1団体
合計	27団体

## 2 過去の受賞団体の再表彰

団体表彰は、“組織”を表彰するため、同じ団体でも時間が経過すれば、構成員の代替わり等も行われる。そのため、現時点で頑張っている人（構成員）のモチベーションになるよう団体活動の再顕彰を“基準”を設けて、“表彰制度”に組み込む。



### 【ポイント】

#### ○表彰基準の制定

河川浄化功労者表彰を過去に受賞したことがあるが、過去の受賞から相当年数を経ているケースの表彰基準を制定。

### 表彰基準

◇既に表彰を受けた者であっても、前回の表彰を受けてから10年を経過したときは、表彰することができる

※佐賀市は、平成19年の合併から10年以上が経過しており、旧佐賀市時代、旧町村時代から現在まで継続して功労者として活躍しているケースなどを想定。

### 3 河川浄化運動に係る公益貢献者の表彰

特定の地域の活動ではなく、佐賀市全体の河川浄化運動の推進に貢献があった方を顕彰するための“基準”を設けて、“表彰制度”に組み込む。



#### 【ポイント】

##### ○表彰基準の制定

佐賀市全体の河川浄化運動に取り組んでいるケースの表彰基準を制定する。

#### 表彰基準

◇特定の地域の活動ではなく、佐賀市全体の河川浄化運動の推進に  
貢献があった者

※佐賀市水対策市民会議委員を始めとする佐賀市の河川浄化運動に  
貢献いただいた方を想定している。

# 改正後の選考の流れ

